

札幌市

子どもの権利に関する推進計画（素案）

ご意見募集

【意見募集期間】

平成22年（2010年）12月17日（金）から平成23年（2011年）1月26日（水）まで

札幌市では、平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」の理念に基づき、子どもが健やかに成長・発達できるよう、子どもの権利の保障に向けた取組を進めています。また、これと併せて、条例で定める、子どもの権利に関する推進計画の策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、この計画の素案がまとまりましたので、皆様のご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、計画を策定する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見等の概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成23年3月以降に、ホームページなどで公表する予定です。

【目次】

(1) 計画の策定に当たって	p. 1
(2) 現状と課題	p. 1
(3) 基本理念及び基本目標	p. 3
(4) 基本施策	p. 4
(5) 計画の推進と評価	p. 8
◆ 意見募集要領	p. 9
(添付資料) 意見募集用紙	

【提出先・お問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
Eメール：kodomu.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kodomu/kenri/

1 計画の策定に当たって

子どもの権利条例第46条では、施策を進めるに当たり、子どもの権利に関する総合的な推進計画を策定することと規定しています。この計画は、札幌市の取組や子どもの生活の場での権利保障を具現化するために、子どもの意見表明、さまざまな体験事業の充実などについて、子どもの権利の保障の視点で、関連する取組を整理・促進する内容となっています。

【計画期間】 平成23年度～平成26年度までの4年間

【参考：子どもの権利条例】

子どもの権利条例では、子どもが毎日を安心して過ごし、さまざまなことを学び、健やかに成長するために欠かすことができない子どもの権利について、札幌の子どもにとって特に大切な権利として、次の大きく4つに分けて定めるとともに、子どもの年齢や成長に応じて何が最もよいことなのかを考え、家庭、学校や施設、地域など、子どもが生活するあらゆる場で子どもの権利の保障に努めることを大人の役割として定めています。

1 安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと
- ・いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られることなど

2 自分らしく生きる権利

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されることなど

3 豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休息すること
- ・札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うことなど

4 参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること
- ・適切な情報提供等の支援を受けることなど

2 現状と課題

◆市民の意識等から見る子どもの現状

計画をつくるに当たって、平成22年3月に大人・子ども各5千人を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」を実施しました。

また、学校や施設などを訪問して、子どもの権利に関することや学校・地域での活動などについて子どもと意見交換を行うなど、幅広く子どもから意見を聞きました。

<子どもの参加や体験について>

・子どもが意見を言ったり参加したりすることについて

	大人		子ども	
	「参加すべき」	「言うことができる」	「とくに言いたいことがない」	「とくに言いたいことがない」
地域行事	66.4%	23.0%	40.6%	
札幌市政	55.3%	15.8%	44.4%	

大人の「参加すべき」と答えた割合と比較して、子どもの「(意見を)言うことができる」と答えた割合が低くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分ではないことがうかがえる結果となっています。また、「とくに言いたいことがない」が4割と、参加に対する子ども自身の意識は決して高いとはいえないことがうかがえます。

子どもとの意見交換における子どもからの声

- ・間違いや批判を気にして意見を言うことができない、
- ・子どもが自分の権利を主張できる場は少ない、
- ・意見をまとめるための過程は困難だが、やりがいがある。

＜子どものふだんの生活について＞

・いじめの現状：「今、いじめられていると思うか」
(小・中・高合計)

	思う	思わない	無回答
H19年度	8.8%	90.1%	1.1%
H20年度	8.3%	90.8%	0.9%
H21年度	8.0%	90.7%	1.3%

※いじめの状況等に関する調査(教育委員会)

・不登校の現状：「不登校児童生徒数の推移」
(札幌市の小中学校)

H19年度	1,639人
H20年度	1,659人
H21年度	1,654人

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(教育委員会提供)

・「今、いじめられていると思う」と回答した割合は平成21年度で8.0%と、なお1割弱がいじめられていると感じています。

・小中学生合わせて、1,600人を超える児童生徒が、不登校の状況にあります。

＜子どもの権利の侵害について＞

・札幌市では子どもの権利が守られているか

	大人	子ども
『守られている』	48.4%	48.3%
『守られていない』	15.4%	21.3%
わからない	34.6%	29.5%

・『守られている』と回答した割合は、大人と子どもがほぼ同じ割合である半面、『守られていない』は大人が15.4%、子どもが21.3%と、子どものほうが、より守られていないと感じている結果となっています。

子どもとの意見交換に
おける子どもからの声

・国籍による差別を受けていると感じる。
・子どもは大人に従うのが当たり前と思っている大人がいる。

◆子どもの権利の保障を進める上での課題

上記の現状を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

課題1 「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充」

将来の自治を担う子どもが、あらゆる場において意見を表明し、参加することができるよう、そのための仕組づくりをいかに進め、意識の啓発を図るかが重要な課題です。また、実態・意識調査の結果では、4割近くの子どものが、体験活動や社会活動の環境が必ずしも十分ではないと感じており、これらの機会の拡充に取り組むことが必要です。

課題2 「子どもの居場所の充実」

遊び場の減少、核家族化、さらには地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化が子どもの過ごす環境に大きな影響を与えており、さらには、いじめや不登校など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状を踏まえ、子どもが安心して過ごす中で、遊び、活動し、人間関係をつくり合うことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

課題3 「子どもの権利の侵害への速やかな対応」

子どもアシストセンターの相談件数や児童相談所の児童虐待の受理件数が増加傾向にあります。日常で最も身近な存在から受け、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼす恐れのあるいじめや児童虐待などの権利侵害への対応は緊急の課題です。

また、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりを、行政、市民が一丸となり取り組む必要があります。

課題4 「子どもの権利についての理解促進」

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもを含めた市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な普及・啓発活動が課題です。

特に、子どもに対する理解促進に向けて、学校における取組が非常に重要です。今後、実践的取組に向けた研究等を踏まえた具体的な取組をより一層広めていくことが、重要な課題としてあげられます。